

平成26年度第5回府中市子ども・子育て審議会 議事録

▽日時 平成26年7月29日(火) 午後2時から4時15分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

▽出席者 委員側 鈴木会長、平田副会長、加藤委員、佐賀委員、若杉委員、臼井委員、井村委員、上條委員、木下委員、坂田委員、清水委員、田中委員、中田委員、中山委員、横山委員、吉田委員、室委員(17名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、赤岩児童青少年課長、今永教育部長、酒井学務保健課長、山田学務保健課長補佐、宮崎地域福祉推進課長補佐、相馬障害者福祉課長補佐、河邊保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、阿部児童青少年課放課後児童係長、青木葉学務保健課学務係長、加藤子育て支援課推進係長、徳永子育て支援課推進係職員、大内子育て支援課推進係職員(20名)

(株) アイアールエス

▽欠席者 長崎委員、藤原委員、鷺尾委員(3名)

(開会)

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第5回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(※事務局 資料確認)

それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局より、3点ほどご説明をさせていただきます。

まず、1点目に、本日の委員の出欠状況についてですが、本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、2名でございます。また、委員、委員につきましては、都合により遅れるとのご連絡をいただいております。委員につきましては都合により15時頃に退席されますので、あらかじめご了承ください。

なお、本日の会議は、委員20名のうち、16名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第7条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目に、本日の審議会の傍聴ですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、7月21日号の「広報ふちゅう」および市のホームページで募集を行いましたところ、2名の応募があり、すでにご入場いただいております。

最後に、本日の審議会の進め方について、会議次第のとおり本日の議題は1件となっておりますが、まず、資料35「計画の素案」について、事務局からの説明の後、質問・ご意見をいただ

き、次に資料36「確保方策の検討について」をご説明し、質問・意見をいただきます。

それでは、議題に入りますが、前回までの会議と同様に、発言する際のマイクの使用について、ご協力をお願いいたします。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、第5回審議会を開催いたします。先週の猛暑から少しは和らいでまいりましたが、お暑いなかをお集まりいただきました。また長崎県の佐世保では大変な事件があり、子どもの事件について日本ももっと真剣に考える必要があるという状況の中、本日の審議会の開催となりました。ご意見をお寄せいただきたいと思います。

前回の内容について、事務局への質問はなかったようですので、議題に入らせていただきます。

(次第1 議題(1) 府中市子ども・子育て支援計画(仮称)素案について)

会長

それでは、議題の「府中市子ども・子育て支援計画(仮称)素案について」ですが、まず、資料の35について事務局より説明をお願いします。

事務局

(※ 資料35「子ども・子育て支援計画(仮称)素案」について説明)

会長

素案について何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。確保方策の数字については追って説明させていただきますが、骨組み、事業の内容についていかがでしょうか。

委員

資料の2～3ページで「地域」というキーワードが出ています。社会福祉協議会は地域づくりをやっている団体ですが、事務局が考える「地域」とはなんぞやという根本的な部分ことをお聞きしたいと思います。例えば、子育てのたまたま箱には子育てを主旨としたサークルや団体のサロンについて掲載がありますが、実は社会福祉協議会でも、今年度からこうしたサロンに費用助成をする取組みを始めました。従来のサロンは特定の目的をもつ人が集まる場で、当事者のみを対象としているものが多いのが現状ですが、子育てに関するサロンということでは、多世代が集うという内容も散りばめてはどうか、と考えています。当事者だけでは解決できない課題があり、2ページの地域で安心して、地域のとらえ方を幅広く、広い年代、世代で捉えるのがベターではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

会長

ご質問は、地域の捉え方についてでしょうか、それとも対象者の世代の捉え方についてでしょうか。

委員

1つの例えとして世代ということを申しあげたもので、「地域」そのものの定義について、根本的な質問です。資料にある「地域」は、対象者が狭い、当事者を中心とするものとして受け取ったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

地域の考え方はご指摘のとおり、本計画の表現としては狭い範囲で捉えることもできるかと思いますが、重点的取組として実施していこうと考えております利用者支援等については、市内を6区域に分けたそれぞれの区域に、気軽に相談ができる施設を配置していこうとするものでございます。それ以外の場所で他の世代の方々や社会資源とも連携しながら、安心して子育てができる環境づくりが必要だと考えております。今いただいたご意見を踏まえ、次回審議会の際に、全体の計画としてお示しできればと考えております。

会長

施策としては、子育ての利用者や当事者の数字があがっていますが、これも府中市全体として捉えているもので、地域福祉計画の下に位置する子ども・子育ての計画としての捉え方になりますね。委員のお考えになっている「地域」について、社協のご意見をいただけますか。

委員

今後は、サロンについても垣根を取り払うように考えています。地域は全市民が対象、特定の人が結びつくだけでは目的を達成するとそこで縁が終わってしまう可能性があります。多世代で交流が可能となるのが理想だと思います。現在、社会福祉協議会でも第3次地域福祉活動計画を策定中ですが、地区社協の活動や地域の交流などのキーワードを大切にしたいと考えているところです。

会長

地域で活動する社協の方が、今後子どもにも目を向けていただいて、子どもサロン、育児サロンなどといったところでしょうか。

委員

それだけではなく、高齢の方も一緒にサロンを、多世代が交わるものをイメージしています。

会長

充実していただけるということですので、期待したいところでございます。

その他にいかがでしょうか。

委員

社協の方と同じ意見ですが、私たちの事業においても、お年寄りとお母さんなどを区切らずに交流をすることを目的としてやっています。お年寄りが昔の自分たちの経験を話してあげられたり、若いお母さんたちは特別な問題がなくても、年配者と交流し触れ合うことで、気持ちの余裕をもって子育てに向かっているということがあります。お年寄りもすごく元気にな

ってお帰りになりますし、近所に若いお母さんもいたんだと実感できるようです。問題を解決するには年代ごとに焦点をあてたほうが分かりやすいと思いますが、徒歩圏内にそういう場所や取組を広めていけばいいなと思い、事業を展開しています。子育て中のお母さんだけでなく、広域的に子育てに取り組める設定など、具体的にいうと人件費や場所代など、お金が絡んでくることにも柔軟性のある施策になればいいなと考えております。

委員

13ページの「青少年健全育成活動の推進」の重点的取組の中に、「青少年の健全育成活動を支援します」とありますが、私たち青少年対策地区委員が市内で活動する上で、市から活動費ということで助成金をいただいています。ここ2～3年の助成金の流れをみますと、市の財政状況がよくないということで、年々助成が減額されています。片方では支援すると言いながら、片方では助成が減額されているというアンバランスな状況ですが、今後、助成の金額を上げていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

会長

現実的な話になりましたが、やるように言われても助成金がなければ、ということもありますが、事務局いかがでしょうか。

事務局

市全体として財政を見直し、適正な配分を進めているなかで、補助金というかたちではあっても、ボランティアでやっただけのような金額かと思います。啓発事業ひとつにしても、物品として必要なものは精査して予算要求をしていますが、その中で啓発事業としての効果として見直しをする部分は削減ということもあると思います。補助金を交付しているもの、中身については一番効果的なもの、適正なものを選び進めていきます。

会長

すべて上げられるというわけではなく、精査し、必要に応じてということです。予算も縮小している状況もございます。これからは府中市も無い袖は振れないということもあるかと思いますが、他のご意見は何かございますか。

委員

11ページの「障害児施策との連携」の現状と課題の中で、「各機関が連携を図り、状況に応じた支援を行うことが大切です。保健センターや子ども家庭支援センター、保育所などの…」となっており、幼稚園という言葉が入っていないのは意図的なものでしょうか。

事務局

意図的なものではございません。幼稚園も含めて、「保育所などの関係機関」という表現をさせていただいたもので、今後、文言整理をさせていただきたいと思います。

会長

幼稚園を「など」に含んだものとしたということです。幼稚園も障害児の受け入れもしていますし、「保育所・幼稚園など」とする方がよいか、いかがでしょう。次回までに事務局でご検討いただくということにさせていただきます。

他にご意見はいかがですか。

委員

5ページの「待機児童の解消」の重点的取組の中で、「教育・保育施設」の最後に「地域型保育事業の連携施設としての機能強化の可能性についても検討を進めます」と書かれているのは、かなり消極的に感じます。可能性というより、「機能強化について検討を進めます」というくらいにしたい。地域型保育事業、特に小規模保育事業は待機児解消のために効果があるわけで、0～2歳までを預かる施設ですので、3歳以上の受け入れ先がどうしても必要になる。認証保育所では現在、申込みが多い場合は、弾力化ということである範囲で定員を超えて受け入れをしていますが、3歳以上の受け入れを求めないと成り立たない、待機児解消もしにくいということもあり、幼稚園の預かりなども含めて協力的に進めないと、待機児解消は進まないと思います。

認証保育所については、「支援を継続的に行います」とありますが、継続的というよりももっと積極的にお願いします。やはり保護者のことを考えると、保育料の負担が大きいです。半分から3分の2の方は認可保育所を申し込んで空きを待っている状況です。新しい制度で地域型保育などができた場合、どこの施設も応能負担ということで保育料が決まるので、水準としては現在の認可保育所くらいになるかと思いますので、保育料は安くなり、認証保育所のみ高いまま残るといことは、保護者にとっても不公平になります。継続的ではなく積極的なご支援を賜りたいと思います。

会長

記述の言葉とその背景、実態についてのご意見をいただきました。いかがでしょうか。

事務局

文言は修正が可能ですので、これから修正を検討させていただきます。保育料の負担についても、次回お示しする確保方策等にもつながるご意見だと思いますので、その際にあらためて市の考え方をお示ししたいと考えております。

会長

文言は積極的なものに修正できると思いますので、事務局で検討していただくということで、委員よろしいですか。また、次回以降の確保方策を待ちたいと思います。

その他にいかがでしょうか。

委員

先ほど、複数の委員から地域における子育て支援についての意見がありました。それに関連して、3ページの「地域における子育て支援」の施策の方向性の中に、「子育て支援体制の充実を図る」とされており、正しい方向性だと思いますが、先ほどの委員のご発言のとおり、地域づくり、まちづくりの視点もあつた方がよいのではないかと思います。この計画は保育・教育行政に関わ

るものですので、例えば「子育て支援体制の充実を図ります」という文言を、「子育てがしやすいまちづくりの充実を図ります」と変えるとややこしくなると思うのですが、市の人口が減り、税収の減少が見込まれるなか、行政が資金を出して充実するのではなく、協働してまちづくりの体制をつくっていくことが必要になると思います。すぐに変えていただきたいということではないですが、複数の委員からのご意見もありましたので。行政により支援体制の充実が進むと、しっかりしてくるものもある一方で排除されてしまうものもあると思いますが、そもそも子育てひろば事業を任意団体が始めたころは、まちづくりの視点から行われていたものだと思いますので、地域での子育て、子ども、保護者も含め、自立がしやすい体制づくりになるとより素晴らしいのではないかと思います、意見を述べさせていただきました。

会長

大変貴重なご意見ありがとうございました。地域福祉計画でのコミュニティづくり、まちづくりとの関係もごございますので、時間があれば改めてご説明いただきます。

次に、委員お願いいたします。

委員

2 ページの情報提供・相談体制の推進についてです。私は30年間学校の現場で教員をやっております、子育ての不安等に対して相談できる体制を整えるのは大変良いことだと思うのですが、根本的な問題は、相談しない方・できない方への支援が重要だと考えています。そこまで踏み込めるかは難しいところですが、例えば児童虐待の問題についても、虐待をしている父親や母親は自分が悪いと思っていないというところが1番の問題です。地域で子どもを健全に育てていくとなれば、地域の方や様々な方が、様々な家庭に訪問していく積極性も必要だと感じます。

4 ページの幼・保・小の連携について、施策の方向性の最後の部分、「相互理解を図るための合同研修」とありますが、これは実施するのでしょうか。このように書いたら実施しなければならぬと思いますが。

事務局

幼・保・小の連携の合同研修については、実施していく方向性で動いていきたいと考えております。

委員

ここまで書けばやらざるを得ないと思いますが、私が言いたいことは、保育士と教師は全然違うということです。それが一緒に何を研修するのかが分かりません。それぞれがそれぞれの立場で一生懸命やれば、幼・保・小の連携は取れると思っているのですが、いかがでしょうか。

事務局

今年度第1回目の審議会で、府中市の取組についての説明のなかでも触れさせていただきましたとおり、幼・保・小の連携は必要と考えております。今回の制度は、大枠で2歳までの保育、3歳以上は学校教育を総合的に提供していくということですから、想定されている各施設が連携して、それぞれの子どもにより良い環境を作って、小学校の義務教育につなげていくことが必要

です。現場の職員が研修、連携することで現場サイドでより良く実現していきたいと思っております。

副会長

免許状の問題では、現在35歳くらいの4年制大学を卒業した人は、小学校教諭と幼稚園教諭の資格を取得する人が多いです。20代の方は幼稚園教諭と保育士の免許は取得しているが、小学校教諭の免許を取らない人が多い。幼稚園教諭と小学校教諭は必要単位が4単位しか変わりません。保育士と小学校教諭は違うかもしれませんが、保育士も幼稚園教育的な教育部分を担うということで保育要領もできたことですから、そういう意味では、幼稚園教諭と保育士と小学校教員が共通課題を持って研修をするのは不可能ではないと考えています。私は以前に、近所の南白糸台小学校の先生と、先生を取り替えて小学校の先生が幼稚園でやってみて、幼稚園の先生が小学校でやってみませんか、うちのほうが上手いぞ、などと話をしたことがあるのですが、それくらい気楽な気持ちでやってもよろしいのかな、と個人的には思っています。

委員

それは賛成です。

会長

委員は、大変まじめに合同研修を考えていらっしゃるかもしれませんが、大きな講演会などをやって、子どもの問題、心理学の問題などから始まるのかなと思います。できればいいですが、個別のワークショップ等は先の話だと思っています。

副会長

地域と子育て支援という話が出ているのですが、地域というのは、日本人に人気のある「ふるさと」といような人間関係や心の源のような部分と、子育て支援としてどこにいても問題別に対処できる対応機能の部分があると思います。行政の言う地域は府中のエリア全体というふうに捉えられるのですが、うちに帰ってきてほっとするというのは、人間関係やほっとする環境があるからだと思います。結局、幼稚園や小学校でも自分の損得や面倒くさいなどではなく、周囲と積極的に関わらなければならないんだよと、子どもたちに言っていけないと地域が成り立たない。自分の親とも話したくない、近所の人にも挨拶しないということでは、地域の一員にはなれない。小さい頃から、損得とか面倒くさいとか嫌だとか言わないで、そういうことが大切なんだよという教育をしていかなければいけないと思います。問題対処別の地域なら府中市の西でも東でもできますが、ほっとできる地域や人間関係を構築することは、小さいうちから教育しないと難しい。ぜひ、小学校や中学校でも取り組んでいただければと思います。

会長

地域づくりのコミュニティづくりについて、貴重なご意見をいただきました。子どもは地域で育つということを再確認した議論でございました。

(委員退席)

会長

資料の36「地域子ども・子育て支援事業の確保方策の検討について」事務局より説明をお願いします。

事務局

(※ 資料36「地域子ども・子育て支援事業の確保方策の検討について」について説明)

会長

これについて、本日すべて議論できるとは思っておりませんが、ご質問等あればお願いします。

委員

資料の1ページ、利用者支援事業ですが、平成30年度より事業拡大として「公共施設等4か所」とありますが、「たち」や「しらとり」の内容を想定して、公共施設等と理解してよいでしょうか。

事務局

平成30年度、31年度で公共施設等と記載をしておりますが、現時点では具体的にどこということはありません。今後、既存の施設を活用して整備していきたいと考えております。保育所の整備も含め、様々な施設を活用するというので公共施設等と広く書かせていただきました。

会長

はっきりと「公立保育所」というようなことは言えないということです。他のご質問はございますか。

委員

21ページの養育支援訪問事業に「学生訪問員」とありますが、現役の学生ということでしょうか。

会長

配慮が必要な子どもがいる家庭、ひきこもりなども問題となっておりますので、大学生によるいろいろな事業を実施しているようですね。事務局いかがでしょうか。

事務局

現役の大学生にお願いしています。内容的には遊びざかりの小さいお子さんと遊んだりというところで、専門訪問員には年配の方もいらっしゃるのをお母さんのフォローなどを中心にしていただいて、学生訪問員は子どもの面倒や、場合によっては学習支援をしていただいているところです。

委員

スクールソーシャルワーカーとか、そういう事を志して勉強している学生さんなのですか。

事務局

福祉や教育関係を専攻している又はボランティアの意欲のある学生さんで、養育困難家庭というケースが多いので、通常の学習に追いついていないお子さんの宿題の手伝いなどをいただいています。

会長

養育支援訪問のニーズはあまり増えないことを祈っています。他にございますか。

委員

今朝の新聞で、所在不明の子どもが多くいるという情報を見ました。生まれても戸籍がない子ども達は何千人います。乳幼児健診に来なかったり、母親が正式な届け出をしていなかったりしています。府中市ではそういうケースは把握しているのでしょうか。難しい問題ですが。

会長

乳幼児健診や就学時の調査などで追跡できるかどうかということですが、いかがでしょうか。

事務局

外国籍の方で出生届を出しておらず、学齢に達してしまった子は実際いらっしゃいます。こうしたケースは保健センターやたちなどで訪問しつつ、関わりたいと考えています。

実際にあった例としては、母が外国人で父が日本人というケースで、たちから子育て支援課に医療費助成を受けているかという確認をするところから始め、戸籍を取り寄せるなどして、このケースでは子どもは無事に出生届を出し、医療費の手続きなども済ませることができました。置き去り児や遺棄児などでない限り、何かしらの情報が市に入り、関わりができれば、たちなどで対応はできていると思っています。

会長

臨機応変に対応していかなければなりません。他に何かご質問は。

委員

資料35に戻りますが、保育園と幼稚園、小学校の連携というところでぜひここは期待したい部分です。仕事をしている上でも小学生の保護者としても、小学校は今、大人が考える以上にいろいろな問題があります。子どもはどんな学校でも先生でも自分で正しい判断ができ、しっかり生き抜く力を付けなければならないと感じています。まずは、幼稚園も保育園も年長になると1つの大きな目標として、1年生になるためにという目標が掲げられると思うのですが、ここで手厚い指導をして、よいトスを上げられるとよいと思います。それを1年生になった時に2年生・3年生にと、良いトスを6年間上げていってほしい。子どもに関わるという面では、様々なしがらみや立場の違いありますが、目的は同じですので、いいところを共有し、共に育てるという意

味では保護者も話し合い、意識を共有するなどして、学び、伝え、受け止めてほしいと思います。

もう1点、児童手当は現金で支給されていますが、受け取る側としては、銀行の振り込みで他の給与等と一緒に入ってきますので、もしかするとここからお肉を買うお金、自分のお金になっているかもしれません。ここから出して子どものために貯金すればよいのかもしれませんが、本当の意味で児童手当になっているか分かりません。児童のための手当てという定義があるならば、予防注射のチケットや、幼稚園の延長保育のチケットであったり、給食費などに充てることはできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

会長

幼稚園、保育園、小学校の連携については、おっしゃるとおりだと思います。児童手当については国の制度ですので、府中市でどうするという事は難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

会長がおっしゃるとおり、児童手当は国の手当でございます。子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援給付は、今、皆さんに話し合っている施設型給付や、地域型保育給付、そして児童手当ももう一つの給付として大きくくくられています。国制度ですので、現金支給の振り込みの方法は府中市としては変えることができません。請求者は父親であることが多いのですが、子どもの名義に振り込んでくれないかという相談はありますが、市の判断が入る余地が無いという状況です。

会長

府中市独自の児童手当を創設するという可能性はあるかもしれませんが、今後の市政に期待したいところがございます。

何かあれば委員、委員もぜひ。

委員

資料35の4ページ「質の高い」教育・保育とありますが、具体的にどういうことか、ここに来て分からなくなってしまったので、教えていただきたいと思います。

会長

ちなみに、これについての委員のご意見やお考えはありますか。

委員

例えば幼稚園に行っている子どもは小学校に入学する前に字の勉強や算数など、ひととおり教えてもらって覚えています。保育園の子どもの中には、字も読めないとお母さんが不安を抱える方もいらっしゃると思います。そういうことを言っているのかどうか。

会長

これについては、府中市のスタンスについては答えられないと思いますが、国ではどう考えて

いるか、事務局より説明をお願いできますか。

事務局

「質の高い」の解釈は、いろいろな視点があると思いますが、国が示す「質の高い」ということについて解釈をご説明させていただきますと、国は「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します」としており、3歳以上の子どもに学校教育を提供するということになります。保育を必要としている子どもについても、3歳以上の学校教育を受けられるようになど、もろもろのことを踏まえ、国は認定こども園を3歳以上のすべての子どもに学校教育を行う施設として位置づけています。こうした中で、保護者の就労状況に関係なく、継続して全ての子どもに学校教育を提供していく、それを統合していくというのが、「質の高い」というところの趣旨となっております。

会長

今の幼稚園の知育教育をもっと良くしようというわけではなく、今の幼稚園と保育園の中間くらいのことを、認定こども園ができるということですね。国は、2年間の就学前教育を無料にしたいと考えています。ヨーロッパでもほとんどそうなっていますが、保育園タイプ、幼稚園タイプといろいろなタイプがございます。

副会長

国が考えていることとすべて同じかどうかは分かりませんが、国の考えと同じところは、施設をきちんと耐震化するなど整備し、なおかつ4年制大学を出た教員に指導させるという、施設設備や環境の面についてです。幼稚園教育要領から読み解くと、その時期その時期の子どもの発達段階に合わせて、どのような経験させればよいか、その時期にふさわしい環境を与え、興味関心を持たせながら、自分たちで考えて工夫する子どもに育てることが「質の高い」教育と言われていきます。

文部科学省は平成3年以来、幼稚園では文字を教えないで下さい、小学校での文字嫌いを誘発します、という通達を数回出しています。ただ、いろいろな教育の方法論があり、うちの幼稚園に来ると英語ができる、漢字が読める、逆立ちして歩ける、などいろいろありますが、多くの幼稚園は子どもたちの興味関心に則って、自ら考え工夫するということをやっていますので、親御さんからみれば即効性がない。よく身につく、すぐできるというようなことはしません。そうしたものを幼稚園業界では全般的に「質の高い教育」と言っています。国が言っていることとは違うかもしれませんが、幼稚園全体ではそのような考え方でやっています。

会長

ありがとうございました。

委員、どうぞ。

委員

資料35の12ページの「小学生の放課後の居場所づくり」で、放課後子ども教室事業の高学年の参加率の向上が課題、とありますが、どうしても高学年で参加しなければならないというこ

とでしょうか。PTA会長であった頃から思っていたのですが、高学年になるとそれぞれに居場所があるから、必要がなくなったのではないのでしょうか。外で良い事、悪い事しているかは別として、友達との関係ができて社会性があるので、そういうところに行かなくても友達と一緒にいる環境があり、文化センターに遊びに行くなど、健全な生活を送っている子どももいると思います。どうしても行かなければいけない、ということではないのではないかなと思います。

会長

参加率を向上しなければならないという書き方に疑問があるということですが、いかがでしょうか。

事務局

文言は検討させていただきます。これを課題としてあげた理由は、健全育成という観点です。学校の中で困り込むという認識ではありません。実際に運営する団体や実行委員会から、放課後子どもプラン検討協議会などでもご意見をいただきましたが、参加率を高めたいという意見が多かったです。今の子どもが分からないことを伝える場が少なくなっている、それを放課後子ども教室のなかで、子どもたちが自分で考えて動くということを伝えていきたいということがお考えとしてあります。行政ではなく、運営する団体さんが、自分たちが主体でという気概でやっていたらいいと思います。参加率の向上というのは少し短絡的な言い方かもしれませんが、そういう意味で書かせていただきました。

会長

委員、よろしいでしょうか。

委員

もう1つ、私の子どもが市内のある小学校から市内の別の小学校へ転校したのですが、転校前にけやきッズを利用していたので、転校後も利用する気満々だったのですが、一週間ほどで行かなくなってしまいました。理由は、スタッフが高齢の方で、鬼ごっこをしても捕まえてもらえないので、物足りなさを感じてしまったようです。学校によってスタッフの年齢層が異なり、だから行くとか行かないかという問題でもありませんが、高学年の子どもには本当に物足りないものになるのではないかと考えています。

会長

提供する側と受ける側の立場の違いで、要望が違うと思いますが、委員何かございますか。提供する側としては一生懸命、参加率を上げたいということでやっていますが、高学年になったら別に行かなくてもよいという意見もあります。

委員

放課後関連ではない話をしてもよろしいでしょうか。

資料36に様々なニーズ量、確保方策がありますが、単純な質問です。不足分については、平成30年度から確保方策が示されていますが、それまでは動かないということでもよろしいでしょ

うか。

事務局

まず大前提として、学童クラブは6年生までを対象とすることとなりますが、放課後こども教室を有効に活用していくべきというご意見を、前回審議会や放課後子どもプラン検討協議会などでいただいております。学童クラブだけの受け入れは厳しいのが現状ですので、真に必要としている方を見極めまして、ニーズ量の動きやご要望、また、いずれ子どもが減少することも見込まれますので、様子を見ながら進めていきたいと考えております。

会長

ありがとうございました。委員のご質問は、他の事業も含め、全体的に平成30年度より前は確保方策の動きがないということについてのご質問だったかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

新制度における新しい事業ということで捉えておりますので、施設の整備や確保等は急にできることではございません。ただ、府中市では既に実施をしている事業がほとんどですので、今の体制である程度の確保はできると考えておりますが、ニーズ量が増えていることから、施設整備を含め検討した結果、このような形の確保方策とさせていただきました。

会長

ニーズ量については、市民意向調査で「できれば利用したい」にチェックをした数なので、その方達がすぐに利用するかは未知数です。市としてはできるだけ早くニーズに対応したいということです。次回も確保方策についてはご意見いただくことが可能ですので、よろしく願います。

それでは、次第の「2 その他」について、事務局よりお願いいたします。

(次第2 その他)

事務局

それでは事務局から、次回の審議会日程及び今後のスケジュール等について、ご説明をさせていただきます。

まず、本日の議題、資料につきまして、追加のご意見やご質問がある場合には、8月15日(金)までに、事務局まで電話・FAX等でお寄せいただきますようお願いいたします。委員の皆様からのご意見等を踏まえて、次回審議会に向けて、計画書の最終版を作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の第6回審議会の日程につきましては、10月の上旬を予定しておりますが、現在日程調整中ですので、決まり次第、開催通知にてご連絡をさせていただきます。内容につきましては、「子ども・子育て支援計画」の最終版をお示しし、そのなかで、本日保留とさせていただきます、「教育・保育の確保方策」についても、合わせてご審議いただく予定でございます。

その後のスケジュールですが、計画書の最終版について、11月～12月頃にパブリックコメントを実施し、市民の方々からご意見をいただく予定です。

12月～1月頃には、第7回審議会を開催し、本審議会の答申書について、まとめたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

会長

事務局から説明がございました。何かご質問はございますか。

ないようですので、最後に副会長からお願いします。

副会長

先ほどの質問の際に言い忘れました。「遊びの中で良質な体験をすること」ということが幼稚園も保育園も共通です。「遊び」がキーワードです。資料35、36を見ていると社会全体で子育てを支援し、見守っていることが充実していると感じます。見守られて助けられている保護者も地域の一員であって、社会の一員であることを忘れないでほしいと思います。小学校のPTAで「もっと地域の方に助けてもらって」と意見あるが、逆もまた然りです。保護者も地域に目を開いていくともっと良くなると思います。以上です。

会長

それでは、これで平成26年度第5回の審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。

以上